

様式例(用途面積 300㎡未満用)  
 特定生活関連施設整備項目表(建築物)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	主な整備基準	適合欄	備考	
1 出入口	地上へ通じる出入口	イ 幅は、内法80cm以上			
		ロ 車いすが円滑に通行可能な戸			
		ハ 車いすの支障となる段差の解消			
2 敷地内の通路	(1) 通路	1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		2 段を設ける場合			
		イ 手すりの設置			
		ロ 主たる階段の回り段の禁止			
		ハ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ニ 段は、識別しやすくつまづきにくいもの			
	(2) 道等に至る1以上の通路	4	イ 幅員は、内法120cm以上		
			ロ 高低差がある場合、傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		
	(3) 傾斜路	5	イ 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上		
			ロ 勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
			ハ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
			ニ 手すりの設置		
ホ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ					
ハ 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫					

● 次の施設に該当する場合で、100㎡以上～300㎡未満の建築物は、上記項目について、新築等を行う区域の市町村の窓口に届出が必要です。

第二種医療施設	無床診療所、施術所(鍼灸院、接骨院等)
第二種保健福祉施設	保育所、児童厚生施設、視聴覚障害者情報提供施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設、共同作業所等
第二種官公庁施設	公団、公社の事務所
教育施設	小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校、大学、幼稚園、専修学校、各種学校等
集会施設	集会場・公会堂等(市町村民会館、音楽ホール、公民館、冠婚葬祭施設等)
興行施設	劇場、観覧場(陸上競技場、野球場、競輪場、競艇場等)、映画館、演芸場
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等
スポーツ施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場、スキー場、クラブハウス、スポーツ練習場等
物品販売店舗	百貨店、マーケット、コンビニエンスストア、洋品店、食料品店、ガソリンスタンド等
飲食店舗	食堂、レストラン、喫茶店等
サービス業店舗	理髪店、美容院、公衆浴場、クリーニング取次店、旅行代理店、ガス・電力・電気通信事業者の店舗、金融機関、証券業、貸金業、質屋等
宿泊施設	ホテル、旅館、ビジネスホテル、民宿等
展示施設	展示場、資料館等
観光施設	展望所、休憩所、案内所(社寺、史跡を除く)
自動車車庫	建築物となる駐車施設

特定生活関連施設整備項目表(建築物)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	主な整備基準	適合欄	備考
1 出入口	地上へ通じる出入口	イ 幅は、内法80cm以上		
		ロ 車いすが円滑に通行可能な戸		
		ハ 車いすの支障となる段差の解消		
2 敷地内の通路	(1)通路	1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		2 段を設ける場合は、「4 階段」に同じ		
		3 表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくいふたとする。		
	(2)道等に至る1以上の通路	4 イ 幅員は、内法120cm以上		
		ロ 高低差がある場合、傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		
	(3)傾斜路	5 イ 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上		
		ロ 勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
		ハ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
		ニ 手すりの設置		
		ホ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
ハ 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫				
3 廊下等及び各室の出入口	(1)廊下	1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		2 段を設ける場合は、「4 階段」に同じ		
		3 イ 幅は、内法120cm以上		
		ロ 車いす回転スペースの確保(末端及び50m以内ごと)		
		ハ 高低差がある場合、傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		
		ニ 地上へ通ずる出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平面を確保		
		4 幅は、内法120cm以上、段を併設の場合は90cm以上		
	(2)傾斜路	勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
		高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
		手すりの設置		
		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		
		5 出入口の幅は、内法80cm以上		
(3)各室の出入口	車いすが円滑に通行可能な戸			
	車いすの支障となる段差の解消			
4 階段	階段	イ 手すりの設置		
		ロ 主たる階段の回り段の禁止		
		ハ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		ニ 段は、識別しやすくつまづきにくいもの		
5 便所	(1)腰掛式便器	1 多数の者が利用する階に便所を設ける場合は1以上		
		腰掛式便器、手すりの設置		
	(2)男子用小便器	2 多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は1以上		
		床置き式小便器、手すりの設置		
6 車いす使用者用便房	車いす使用者用便房	多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上		
		イ 車いすで円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置		
		ロ 出入口の幅は、内法80cm以上		
		ハ 車いすが円滑に通行可能な戸		
		ニ 表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
		ホ 車いすで円滑に利用できる高さ及びけこみに配慮した洗面器		

			ハ	操作が容易な水栓器具		
			ト	車いすで円滑に利用できる鏡の設置		
			チ	車いす使用者用である旨の表示		
7	駐車施設	(1) 車いす使用者用駐車施設		多数の者が利用する駐車場で、100台以下の場合1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数		
			イ	「1 出入口」に近い位置		
			ロ	幅は、350cm以上		
			ハ	車いす使用者用である旨の表示		
			ニ	床面は、水平面を確保		
		(2) 通路		「2 敷地内の通路」と同じ		
8	視覚障害者誘導装置等	(1) 出入口から道路	1	イ 誘導用床材又は音声誘導装置の設置等		
				ロ 傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
				ハ 車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設		
				ニ 段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
		(2) 出入口から受付等	2	誘導用床材又は音声誘導装置の設置等		
				傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
				段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
		(3) 施設内のその他の廊下等の傾斜路	3	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
		(4) 施設内のその他の階段等の上端及び下端	4	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
9	エレベーター	エレベーター	1	直接地上への出入口がない多数の者が利用する階を有する施設に1以上		
			2	イ かごの床面積は、1.83㎡以上		
				ロ かごの奥行きは、内法135cm以上、		
				ハ かご内の平面形状は、車いすの転回に支障のないもの		
				ニ 戸の開閉を確認することができる鏡の設置		
				ホ 手すりの設置		
				ハ 停止予定階、現在位置の表示装置の設置		
				ト かご内に到着する階、戸の開鎖を知らせる音声装置の設置		
				チ 出入口の幅は、内法80cm以上		
				リ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置		
				ヌ かご内及び乗降ロビーに視覚障害者に配慮した点字による表示		
				ル 乗降ロビーの幅、奥行きは、内法150cm以上		
				ヲ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置(かごに設けられている場合を除く。)		
10	受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台		受付にカウンター等を設ける場合は1以上		
				車いす使用者が円滑に利用できるように高さ、けこみに配慮		
11	公衆電話所	(1) 公衆電話所	1	公衆電話所を設ける場合は1以上		
				車いす使用者が円滑に利用できるように高さ、けこみに配慮		
		(2) 出入口	2	幅は、内法80cm以上		
				車いすが円滑に通行可能な戸		
				車いすの支障となる段差の解消		
12	券売機	券売機		券売機を設ける場合は1以上		
			イ	車いす使用者が円滑に利用できる高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタン		
			ロ	投入口、操作ボタンは点字の表示を併用		
13	改札口及びレジ通路	改札口及びレジ通路		改札口等を設ける場合は1以上		
			イ	幅は、内法80cm以上		
			ロ	戸を設ける場合は、車いすで円滑に通過できる戸		
			ハ	段差の解消		
			ニ	床面は、水平面の確保		
14	館内案内板	館内案内板		館内案内板を設ける場合は1以上		
			イ	案内板の文字の大きさ、明度の大きい色などに配慮した分かりやすい表示		
			ロ	点字による表示を併用		

			ハ 車いす使用者用便房がある場合に位置を表示		
15 観客席	(1) 車いす使用者用観客席、観覧席	1	固定した客席を設ける場合		
			客席数が100席以下の場合1席以上、100席を超え400席以下の場合2席以上、400席を超える場合は200席ごとに1席加算した数(但し10席を超える場合は10席以上とする)		
			イ 幅は内法85cm以上、奥行きの内法120cm以上		
			ロ 床面は、水平面の確保		
			ハ 表面は、滑りにくい仕上げ		
	(2) 出入口から客席への通路	2 3	ハ 前面及び側面に、落下防止の措置		
			幅は内法120cm以上		
			高低差がある場合、車いす使用者用特殊構造昇降機又は傾斜路の設置		
			勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
			高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
16 洗面所	洗面所		多数の者が利用する洗面所を設ける場合は1以上		
			イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			ロ 車いすで円滑に利用できる高さ及びけこみに配慮した洗面器		
			ハ 操作が容易な水栓器具		
			ニ 車いすで円滑に利用できる鏡の設置		
17 浴室	浴室、脱衣室		多数の者が利用する浴室を設ける場合は1以上		
			イ 出入口の幅は、内法80cm以上		
			ロ 出入口の段差の解消		
			ハ 車いすで円滑に通行可能な戸		
			ニ 手すりの設置		
			ホ 表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
			ハ 操作が容易な水栓器具		
18 更衣室等	更衣室、シャワー室		多数の者が利用する更衣室等を設ける場合は1以上		
			イ 出入口の幅は、内法80cm以上		
			ロ 出入口の段差の解消		
			ハ 車いすで円滑に通行可能な戸		
			ニ 表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
			ホ 手すりの設置		
			ハ 操作が容易な水栓器具		
19 授乳場所	授乳場所		第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積5,000㎡以上のものに1以上		
			授乳ができる場所の確保、乳幼児用ベッド等の設置		
20 おむつ交換台	おむつ交換台		第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積2,000㎡以上のものに1以上		
			おむつ交換台を設置		
21 乳幼児いす	乳幼児いす		第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積2,000㎡以上のものに1以上		
			便房内に乳幼児用のいすを設置		
22 客室	車いす使用者用客室		客室数が100室以上の宿泊施設で、総客室数に50分の1を乗じた整数以上の数を設置(但し8室を超える場合は8室とする)		
			イ 出入口の幅は、内法80cm以上		
			車いすで円滑に通行可能な戸		
			出入口の段差の解消		
			ロ 客室内部に「6 車いす使用者用便房」の構造のものを設置		
			ハ 客室内部に浴室を設ける場合「17 浴室」の構造のものを設置		
ニ 室内は、車いす使用者が円滑に利用できる広さを確保					

備考1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。  
2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。

様式例(その2)  
特定生活関連施設整備項目表(建築物以外の公共交通機関)

施設の所在地	
--------	--

施設の種類	
-------	--

項目	小項目	主な整備基準	適合欄	備考		
1 改札口	改札口	改札口を設ける場合は1以上				
		イ 幅は、内法80cm以上				
		ロ 戸を設ける場合は、車いすで円滑に通過できる戸				
		ハ 段差の解消				
2 乗降場	乗降場、プラットフォーム	床面は、水平面の確保				
		1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
		2 縁端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設				
		3 両端に注意喚起用床材の敷設、転落防止柵の設置				
		4 乗降場付近に必要な応じていすの設置場所を確保				
3 通路	(1) 通路	1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
		2 段を設ける場合は、「4 階段」に同じ				
	(2) 改札口から乗降場に至る1以上の通路	3	イ 幅は、内法120cm以上			
			ロ 傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置			
		ハ	エレベーター、車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は水平面を確保			
			ニ 誘導用床材又は音声誘導装置の設置			
	(3) 傾斜路	4	イ 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上			
			ロ 勾配は、1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下			
		ハ 踊場は高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上				
		ニ 手すりの設置				
ホ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ						
ヘ 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫						
4 階段	階段	イ 手すりの設置				
		ロ 主たる階段の回り段禁止				
		ハ 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ				
		ニ 段は、識別しやすくつまづきにくいもの				
		ホ 階段の上端及び下端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設				
		5 エレベーター	エレベーター	「3 (2)の通路」で傾斜路等により段差の解消が出来ない経路は、エレベーターを設置		
				イ かごは床面積1.83㎡以上		
				ロ かごの奥行きは、内法135cm以上		
ハ かごの平面形状は車いすの転回に支障がないもの						
6 便所	(1) 腰掛式便器	ニ 戸の開閉を確認できる鏡の設置				
		ホ 手すりの設置				
	(2) 男子用小便器	1	ヘ 停止予定階、現在位置の表示装置の設置			
			ト かご内に到着する階、戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置			
		2	チ 出入口の幅は、内法80cm以上			
			リ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置			
			ヌ かご内及び乗降ロビーに視覚障害者に配慮した点字による表示			
			ル 乗降ロビーの幅、奥行きは、内法150cm以上			
			ヲ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置(かごに設けられている場合を除く。)			
			多数の者が利用する便所に1以上			
腰掛式便器、手すりの設置						
多数の者が利用する男子便所に1以上						
床置き式小便器、手すりの設置						

備考1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。  
 2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。

様式例(その3)  
 特定生活関連施設整備項目表(道路)

施設の所在地	
--------	--

施設の名称	
-------	--

項目	小項目	主な整備基準	適合欄	備考		
1 歩道	(1)歩道	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ			
		2	幅員200cm以上(自転車歩行者道の場合は、幅員300cm以上)で100cm以上の平たん部分を確保			
		3	排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造の溝ふた			
		4	横断勾配は、2%以下			
	(2)交差点部分及び縁石の切り下げ部分	5	イ	段差は、車いすが通過する際支障がないもので視覚障害者が段差を認識可能なもの		
			ロ	すりつけ勾配5%以下(やむを得ない場合8%以下)		
			ハ	すりつけ部と段差との間におおむね150cmの水平区間を確保		
	(3)視覚障害者用誘導用床材	6	必要に応じて誘導用床材、注意喚起用床材の敷設(色は原則として黄色)			
(4)バス、タクシーの乗降場及びその付近	7	停留所付近その他必要に応じていすの設置場所を確保				
(5)滞留場所	8	横断歩道、乗降場と接する歩道には必要に応じて滞留場所の確保				
2 横断歩道橋等	横断歩道橋及び横断地下道	1	階段、傾斜路及び踊場に手すりの設置			
		2	回り段の禁止			
		3	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		4	段は識別しやすくつまづきにくいもの			
		5	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材を敷設			

備考 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

様式例(その4)  
特定生活関連施設整備項目表(公園等)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	主な整備基準	適合欄	備考	
1 出入口及び改札口	(1)出入口	1	イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		ロ 幅は、内法120cm以上			
		ハ 縦断勾配は、8%以下			
		ニ 車いすが通過する際支障となる段差の解消			
		ホ 車止め柵の柵と柵の間隔が90cm以上			
	(2)改札口	2	改札口を設ける場合は1以上		
		イ 幅は、内法80cm以上			
		ロ 戸を設ける場合は、車いすで円滑に通過できる戸			
		ハ 段差の解消			
		ニ 床面は、水平面の確保			
2 園路	(1)園路	1	出入口から便所、休憩所等に通ずる園路は1以上		
		イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ロ 幅員は、内法120cm以上			
		ハ 縦断勾配は、8%以下、横断勾配はおおむね水平			
		ニ 縦断勾配4%以上の場合50m以内毎に踏幅150cm以上の水平部分を確保			
		ホ 縁石の切り下げ部分は、幅120cm以上すりつけ勾配は8%以下とし、かつ、段差の解消			
		ハ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造の溝ぶた			
	(2)階段	2	イ 幅は、内法120cm以上		
		ロ 手すりの設置			
		ハ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ニ 高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場の設置			
	(3)併設の傾斜路	ハ	1) 幅は、内法90cm以上		
		2) 縦断勾配は、8%以下			
		3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置			
		4) 手すりの設置			
5) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ					
6) 傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設					
3 駐車施設	(1)車いす使用者用駐車施設		多数の者が利用する駐車場で、100台以下の場合1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数		
		イ 出入口に近い位置			
		ロ 幅350cm以上			
		ハ 車いす使用者用である旨の表示			
	ニ 水平面の確保				
	(2)通路	イ	「2 園路」と同じ		
	4 案内表示等	案内表示等	1	高齢者、障害者等に配慮した高さ、文字の大きさ、色合い等	
2			必要に応じて誘導用床材の敷設、音声誘導装置の設置		

備考 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

様式例(その5)  
特定生活関連施設整備項目表(路外駐車場)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	主な整備基準	適合欄	備考
----	-----	--------	-----	----

1 出入口	出入口		イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			ロ 幅は、内法80cm以上		
			ハ 車いすで通過する際支障となる段差の解消		
2 通路	(1) 通路		車いす使用者用駐車施設に至る通路は1以上		
		イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		ロ	1) 段を設ける場合は、幅は、内法120cm以上		
		(	2) 手すりの設置		
		高低	3) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		差)	4) 高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場の設置		
			5) 段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
		ハ	排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造の溝ふた		
		ニ	幅員は、120cm以上		
		ホ	高低差がある場合、傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		
	(2) 傾斜路	ハ	1) 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上		
			2) 勾配は、1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
			3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
			4) 手すりの設置		
			5) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		
			6) 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		
3 駐車施設	車いす使用者用駐車施設		多数の者が利用する駐車場で、20台以上100台以下の場合1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数		
		イ	出入口に近い位置		
		ロ	幅350cm以上		
		ハ	車いす使用者用である旨の表示		
		ニ	水平面の確保		

備考 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。